

# 上野原市住宅用蓄電池システム 設置費補助金の申請について

## 1. 目的

上野原市住宅用蓄電池システム設置費補助金交付要綱に基づき、二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの普及促進、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高める事を目的として、既設の住宅用太陽光システムに併設または同時設置する場合に限り、予算の範囲内において蓄電池システム設置費用の一部を補助するものです。

## 2. 補助対象者

- (1) 補助金の申請日において、上野原市に居住し、かつ上野原市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 電力会社と電気受給契約を締結した者

## 3. 補助要件

### (1) 既存住宅

自己の居住の用に要する住宅に、令和5年4月1日以降に新たに蓄電池システムを設置した場合

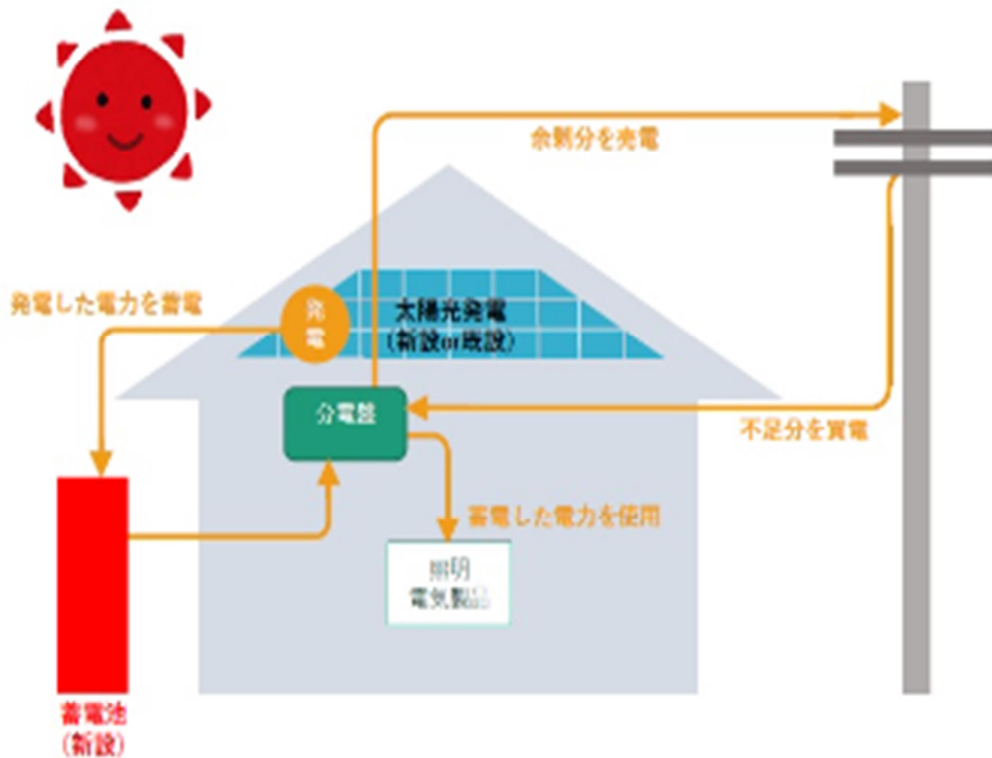
### (2) 新築・建売住宅

令和5年4月1日以降に自己の居住の用に住宅用太陽光システム及び住宅用蓄電池システムが設置された住宅を建築または購入した場合

### (1) 又は (2) の要件を満たし下記の条件①～④を全て満たしていること

- ①個人の住居専用の住宅に設置する10kWh未満の住宅用太陽光システムと併設し、発電した太陽光発電を蓄電できる蓄電池システムであること。
- ②環境省が実施する、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH・ゼッチ）支援事業の蓄電システム製品に登録されていること。
- ③未使用品であること。（中古品は該当しません）
- ④リース品でないこと。

## 5. 蓄電システム設置イメージ



### 【注意点】

以下の場合には補助対象となりません。

- 既に蓄電池システムが設置されている住宅に、新たな蓄電池システムを設置する場合。
- 集合住宅や事務所など、戸建専用住宅以外に設置した場合。
- 展示・販売・貸与・譲渡・質入等を目的として設置した場合。
- 借家等、自己が所有していない住宅に設置した場合。
- 設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合。
- 同じ住宅に2回以上補助金を申請する場合

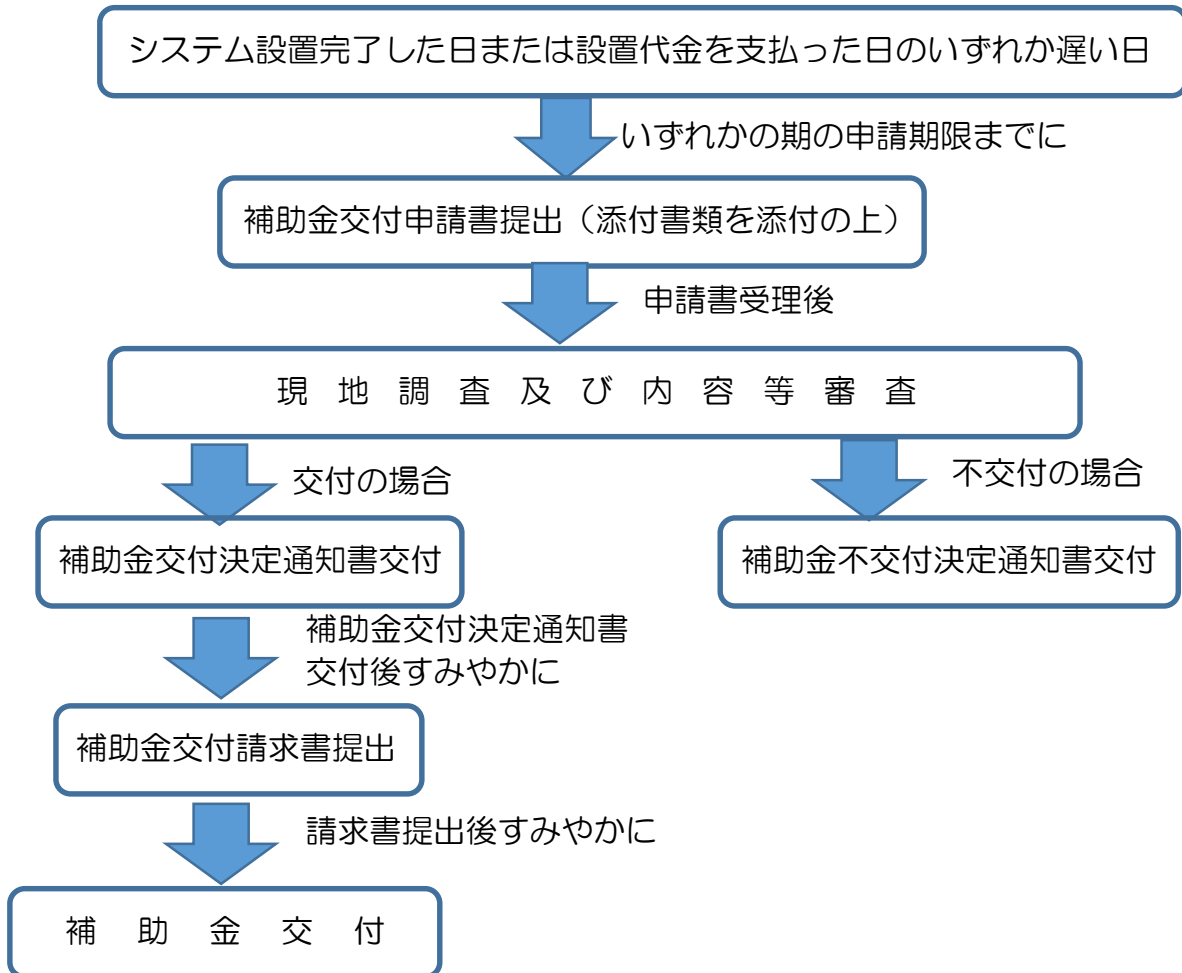
## 6. 補助金の交付額について

蓄電池システム設置に要する費用として、1件10万円を交付します。

## 7. 補助金申請の流れ

補助金申請については以下のとおりとなります。

※補助金の交付を受けられる場合は、申請前にあらかじめご連絡・ご相談をお願いします。



## 8. 補助金申請時期

第1期 令和5年4月～6月までに設置または設置代金を支払った場合  
6月15日～7月15日に申請してください

第2期 令和5年7月～9月までに設置または設置代金を支払った場合  
9月15日～10月15日に申請してください

第3期 令和5年10月～12月までに設置または設置代金を支払った場合  
12月15日～1月15日に申請してください

第4期 令和6年1月～2月までに設置または設置代金を支払った場合  
2月1日～3月15日に申請してください

※補助金に限りがありますので、補助金の限度額に達した場合は、年度途中で終了することもありますので、ご了承ください。

		申請のイメージ											
		令和5年										令和6年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期	設置	→ 4月～6月設置											
	申請							→ 6月15日～7月15日申請					
第2期	設置							→ 7月～9月設置					
	申請							→ 9月15日～10月15日申請					
第3期	設置							→ 10月～12月設置					
	申請							→ 12月15日～1月15日申請					
第4期	設置							→ 1月～2月設置					
	申請							→ 1月15日～2月15日申請					

## 9. 申請時必要書類

システム設置完了した日または設置代金を支払った日のいずれか遅い日の申請時期に、以下の書類を上野原市役所生活環境課に提出してください。

- ①上野原市住宅用蓄電池システム設置費補助金交付申請書
- ②電力会社との受給契約書の写し
- ③蓄電池システムの保証書の写し
- ④蓄電池システムの設置状況が確認できる案内図及び設置完了写真
  - ・設置状況が確認できる写真及び型番、容量が確認できる写真
  - ・設置位置が確認できる配置図
  - ・設置場所の案内図
- ⑤蓄電池システムの仕様が分かる概要書又はパンフレット等
- ⑥その他必要と認める書類

### 【注意点】

- ・現地調査の際、敷地内に入らせていただきますので、ご了承ください。
- ・予算の範囲内での事業となりますので、予算の上限額に達した時点で受け付け終了となります。

## 10. 補助金の請求

申請書類の審査及び現地調査後に上野原市住宅用蓄電池システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書を送付します。その際に、同封された上野原市住宅用蓄電池システム設置費補助金請求書に必要事項を記入し、上野原市役所生活環境課に提出してください。

### 【注意点】

- ・交付決定書の通知の日から14日以内に請求書を提出してください。

## 11. 問い合わせ先

ご不明な点などありましたら、下記連絡先まで問い合わせください。

上野原市役所市民部生活環境課 生活環境担当

TEL 0554-62-3114（土日祝日を除く8:30～17:15）

FAX 0554-20-5530

mail seikatsu@city.uenohara.lg.jp